

(その1)

収支報告書

(令和 6 年分)

(ふりがな)

1 政治団体の名称

(にほんさうざんけいふけんいんぱうくいいんかい)
日本共産党千葉県印旛地区委員会

2 主たる事務所の所在地

千葉県佐倉市錦木町487-5

3 代表者の氏名

山崎 温之

4 会計責任者の氏名

新井田 厚

問合せ先

(担当者) 佐田 千鶴

(電話) 043-485-9610



資金管理団体の指定の有無

☒ 無

☐ 有

※以下は指定「有」の場合のみ記入

公職の種類

(現職 ・ 候補者等)

資金管理団体
の届出をした
者の氏名

(※1) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※1 報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消し
をした場合のみ記入すること。

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分

☒ 政党の支部

☐ 政党

☐ その他の政治団体
(後援会等)

☐ 政治資金団体

☐ その他の政治団
体の支部

☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

☐ 2以上の都道府県の区域等

☒ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体

☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者
の氏名

公職の種類

(現職 ・ 候補者等)

(※2) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※2 報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した
場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

1158420

3/31

定内郵資国全領N
解後窓NN県N過

F1 F2 F3 F4 F5 F6
0 N

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	27,445,620
(前年からの繰越額)	5,352,286
(本年の収入額)	22,093,334
支 出 総 額	21,001,617
翌年への繰越額	6,444,003

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	2,638,224
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	4,962

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	8,011,775	
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	8,011,775	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)		
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	8,011,775	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入							
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円			
日本共産党千葉県委員会		1	012	772	2024. 1. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			952	208	2024. 2. 28	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			957	999	2024. 3. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			943	009	2024. 4. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			938	909	2024. 5. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			942	708	2024. 6. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			946	820	2024. 7. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			947	390	2024. 8. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			952	819	2024. 9. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			946	679	2024. 10. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			946	466	2024. 11. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			955	556	2024. 12. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
こ の 頁 の 小 計			11	443	335		
合 計			11	443	335		

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額				住 所	職 業	備 考
	十億	百万	千	円			
木崎 俊行			250,000		佐倉市ユ-カリが丘1-27-10	市議会議員	
(内訳)			150,000	6.6.21			
			100,000	6.12.20			
石井 昇			956,851		佐倉市江原台1-22-4	市議会議員	
(内訳)			698,999	6.6.18			
			257,852	6.12.12			
阿部 百合子			702,000		四街道市旭ヶ丘3-15-13	市議会議員	
(内訳)			373,000	6.6.25			
			200,000	6.11.2			
			129,000	6.12.10			
この頁の小計			1,908,851				
その他の寄附							
合 計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名	金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
	十億	百万	千	円				
丸山わき子		384	000			八街市八街3111-374	市議会議員	
(内訳)		250	000	6.7.9				
		50	000	6.10.11				
		84	000	6.12.25				
山田喜代子		516	000			印西市原山1-3-2-302	市議会議員	
(内訳)		80	000	6.1.10				
		100	000	6.4.2				
		208	000	6.7.2				
		200	000	6.12.24				
戸村 庄治		116	000	6.12.26		佐倉市八木229	無 職	
斎藤 和		164	13	6.12.26		佐倉市上代145	無 職	
この頁の小計		928	013					
その他の寄附		9						
合 計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名	金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
	十 億	百 万	千	円				
杉 山 ふく子			10600		6.12.26	佐倉市大崎台2-15-10	自営業	
北 原 勝			77300			佐倉市大崎台4-26-24	会社員	
(内 訳)			30000		6.6.30			
			47300		6.12.26			
市 原 正樹			22600		6.12.26	佐倉市藤台7-6	無 職	
飯 高 利惣治			37300		6.12.26	佐倉市高崎485	無 職	
高 石 正二			33600		6.12.28	佐倉市長熊392	無 職	
栗 山 由利子			5000		6.12.2	佐倉市宮前1-14-18	無 職	
こ の 頁 の 小 計			186400					
そ の 他 の 寄 附								
合 計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名	金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
	十 億	百 万	千	円				
白川 禮子			39400		6.12.25	佐倉市千成3-26-6	塾経営	
松原 和江			36000		6.12.25	佐倉市大蛇町503-5	無 職	
中河 悠子			31600		6.12.25	佐倉市上座411-100	会社員	
前田 泰久			160000		6.12.25	佐倉市宮1台3-17-3	医 師	
増澤 誠一			58200		6.12.25	佐倉市宮1台3-18-2	無 職	
井原 雅子			44000		6.12.23	佐倉市本町68-3	団体職員	
田中 敬子			64000		6.12.25	佐倉市上志津1600	無 職	
こ の 頁 の 小 計			433200					
そ の 他 の 寄 附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
時崎 賢治			60000			佐倉市上天津1769-39	税理士	
(内訳)			30000		6.7.25			
			30000		6.11.28			
岩崎 明美			21200		6.12.25	四街道市大日 60-15	無職	
金子 雅枝			12400		6.12.25	四街道市大日 470-16	無職	
金子 泰夫			21200		6.12.25	四街道市大日 470-16	無職	
山田 美枝子			13600		6.12.25	四街道市大日 521-16	無職	
山田 真希夫			20420		6.12.25	四街道市大日 521-16	無職	
この頁の小計			148820					
その他の寄附								
合 計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)			寄附者の区分	個人
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業備考
	十 百 千 円			
藤森 康幸	200000	6.12.25	四街道市和良比278-34	無職
松原 清子	3600	6.12.30	八街市八街に48-228 アルバイト アルバイト10.3	
佐藤 安雄	12000	6.12.30	八街市八街に124-167	団体職員
佐藤 和子	16000	6.12.30	八街市八街に124-167	無職
金井 浩美	10000	6.12.26	八街市八街に138-167	会社員
大久 重雄	10000	6.10.16	八街市八街ほ996-12	無職
島村 真一	4050	6.12.30	八街市八街に155-2 九十九路団地2-3-3	会社員
この頁の小計	1255650			
その他の寄附				→ ※ 下記注意(1)参照。
合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額				住 所	職 業	備 考
	十億	百万	千	円			
宇都 英雄			8000	6.10.30	八街市大関 92-17	無 職	
京増 藤江			31500	6.12.30	八街市八街ほ 210-47	無 職	
京増 富夫			21000	6.12.30	八街市八街ほ 210-47	無 職	
中井 節子			17026	6.12.30	八街市八街ほ 208	会社員	
出口 進治			5200	6.12.30	八街市文達 301-3906	無 職	
庄司 政樹			9000	6.12.16	八街市文達 297-51	自営業	
脇山 稔			2500	6.10.30	八街市朝日 415-35	会社員	
この頁の小計			94226				
その他の寄附							
合 計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名	金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
	十億	百万	千	円				
伊原 奈津子			32000	6.12.25	八街市八街は37-49	翻訳家		
花沢 恵美子			10000	6.11.5	八街市東吉田 769	会社員		
地福 美板子 (内 訳)			321055 291055 30000	 6. 7. 2 6.10.22	印旛郡酒々井町東酒々井 2丁目2-30	町議会議員		
地福 正雄			44900	6.12.29	印旛郡酒々井町東酒々井 2丁目2-30	無 職		
井上 敬一			16200	6.11.19	印旛郡酒々井町東酒々井 6丁目6-4-503	無 職		
河島 芳男			21900	6.11.19	印旛郡酒々井町中央台 1丁目18-3	無 職		
こ の 頁 の 小 計			446055					
そ の 他 の 寄 附				→ ※ 下記注意(1)参照。				
合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)			寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考	
	十 百 千 円					
藤 橋 政 治	39400	6.12.29	印旛郡酒々井町中央台 2丁目20-12	無 職		
高 野 美 津 枝	10000	6.12.29	印旛郡酒々井町東酒々井 6丁目6-11-304	無 職		
井 上 久 (内 訳)	30000 10000 20000	 6.7.17 6.12.26	富里市日吉台3-40-12	無 職		
宇 寿 山 正 史	10000	6.12.26	富里市日吉台4-20-16	無 職		
柏 崎 末 人	50000	6.12.26	富里市日吉台1-23-16	無 職		
池 嶋 栄 二	5000	6.12.26	富里市日吉台4-3-2-1-207	無 職		
こ の 頁 の 小 計	144400					
そ の 他 の 寄 附					→ ※ 下記注意(1)参照。	
合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。	

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に㊟と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額				住所	職業	備考
	十億	百万	千	円			
戸谷 弘美			12000	6.12.18	白井市清水口2-1-13-503	無職	
松永 強一			32600		白井市けやき台1-2-1-807	無職	
(内訳)			18800	6.7.31			
			13800	6.11.12			
松永 静子			50000		白井市けやき台1-2-1-807	団体職員	
(内訳)			10000	6.5.6			
			10000	6.7.31			
			20000	6.10.18			
			10000	6.12.21			
竹内 正子			10000	6.12.30	白井市清水口2-4-12-307	無職	
この頁の小計			1104600				
その他の寄附							
合 計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に○特と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名	金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
	十 億	百 万	千	円				
手塚 春雄			19200			白井市清水口3-35-6	無 職	
(内 訳)			9600	6.6.25				
			9600	6.12.25				
鳥飼 博志			48000			白井市清水口2-4-1-205	無 職	
(内 訳)			24000	6.6.25				
			24000	6.12.11				
河矢 哲			6000	6.10.18		白井市清水口1-3-2-401	無 職	
大石 武夫			19600			白井市清水口1-5-6-1	無 職	
(内 訳)			9800	6.9.1				
			9800	6.12.30				
こ の 頁 の 小 計			92800					
そ の 他 の 寄 附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額				住 所	職 業	備 考
	十億	百万	千	円			
伊藤 広子			25000		白井市清水口3-27-5	無 職	
(内訳)			9000	6.1.29			
			16000	6.12.30			
関口 三郎			24836		白井市大山口2-10-3-203	無 職	
(内訳)			14918	6.10.9			
			9918	6.12.11			
池川 和子			67800		白井市清水口2-1-14-101	無 職	
(内訳)			13400	6.6.21			
			27200	6.10.4			
			27200	6.12.11			
谷口 晴夫			10000	6.12.30	白井市清水口2-4-4-206	無 職	
この頁の小計			127636				
その他の寄附							
合 計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名	金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
	十 億	百 万	千	円				
鈴木 行雄			10000	6.11.27	白井市清水口2-1-21-618	無 職		
徳本 悟			30000		白井市池の上2-4-1	無 職		
(内 訳)			10000	6.7.1				
			10000	6.10.9				
			10000	6.12.21				
湯川 秀夫			15000		白井市七次台3-45-2	無 職		
(内 訳)			5000	6.7.31				
			10000	6.12.30				
間嶋 博			50000	6	白井市堀込2-1-5-704	無 職		
			20000	6.4.11				
			30000	6.10.15				
こ の 頁 の 小 計			105000					
そ の 他 の 寄 附								
合 計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額				住 所	職 業	備 考
	十億	百万	千	円			
横山 英和			30000		白井市大山口1-14-4	無 職	
(内訳)			10000	6.7.1			
			10000	6.10.21			
			10000	6.12.11			
伊藤 弘			18000	6.12.25	印西市大森4450-149	無 職	
桜井 規喜			39000	6.12.25	印旛郡栄町北434	会社員	
桜井 さだ子			39000	6.12.25	印旛郡栄町北434	会社員	
宮内 一徳			12000	6.10.25	印旛郡栄町竜角寺台 4-32-2	無 職	
この頁の小計			138000				
その他の寄附							
合 計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名	金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
	十 億	百 万	千	円				
嘉 数 正 幸			20	000		富里市御料1009-15	自 営 業	
(内 訳)			10	000	6.10.16			
			10	000	6.12.9			
三 浦 富 士 夫			10	000	6.10.28	富里市新中沢486-18	自 営 業	
佐 藤 義 人			13	800	6.12.11	白井市けやき台2-6-2-201	無 職	
牧 野 喜 英			12	800	6.12.3	白井市清水口1-2-3	自 営 業	
藤 代 一 三			19	200		白井市清水口1-3-1-202	無 職	
(内 訳)			9	600	6.6.25			
			9	600	6.12.25			
こ の 頁 の 小 計			175	800				
そ の 他 の 寄 附								
合 計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額				住 所	職 業	備 考
	十億	百万	千	円			
高久 秀雄			5000	6.10.22	成田市一坪田272-26	自営業	
小林 公子			10000	6.10.21	成田市三里塚御料1-148	自営業	
田中 英穂			2000	6.12.25	野田市山崎2380-115	無 職	
清田 伸一			49000	6.10.15	佐倉市錦木町1061-22	無 職	
この頁の小計			66000				
その他の寄附			2756324				→ ※ 下記注意(1)参照。
合 計			8011775				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	3,277,790		
(2) 光 熱 水 費	435,073		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	2,463,140		
(4) 事 務 所 費	3,682,807		
小 計	9,858,810		
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	5,307,618		
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	342,348		
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費			
イ 宣 伝 事 業 費	342,348		
ウ 政治資金パーティー開催事業費			
エ そ の 他 の 事 業 費			
(4) 調 査 研 究 費	176,931		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	5,315,910	5,315,910	
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	11,142,807	5,315,910	
合 計	21,001,617		

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		☒ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費				(配達集金援助金)	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円				
こ の 頁 の 小 計				0				
そ の 他 の 支 出			5,307,618					
合 計			5,307,618					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (ビラ等作製費)
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☒ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
インク代、マスター代	63,503	2024.2.26	株式会社ファースト	東京都江戸川区-エ江8-17-7	
インク代、マスター代	165,496	2024.6.4	株式会社ファースト	東京都江戸川区-エ江8-17-7	
インク代、マスター代	188,653	2024.8.23	株式会社ファースト	東京都江戸川区-エ江8-17-7	
インク代、マスター代	101,175	2024.12.23	株式会社ファースト	東京都江戸川区-エ江8-17-7	
この頁の小計	318,827				
その他の支出	23,521				
合 計	342,348				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かつた支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑) ☐ 1 組織活動費 ☐ 6 その他の事業費 ☐ 2 選挙関係費 ☒ 7 調査研究費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 9 その他の経費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入 (書籍購入費)	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円				
こ の 頁 の 小 計				0				
そ の 他 の 支 出				176,931				
合 計				176,931				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		1 組織活動費 2 選挙関係費 3 機関紙誌の発行事業費 4 宣伝事業費 5 政治資金パーティー開催事業費	6 その他の事業費 7 調査研究費 8 寄附・交付金 9 その他の経費		(納付金)			
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考		
納付金	十億	百万	千	円	2024. 1. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			279	523	2024. 2. 28	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			466	922	2024. 3. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			310	471	2024. 4. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			354	626	2024. 5. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			342	459	2024. 6. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			322	432	2024. 7. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			670	262	2024. 8. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			224	517	2024. 9. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			442	461	2024. 10. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金		1	196	082	2024. 11. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			449	520	2024. 12. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			256	635				
この頁の小計			5	315	910			
その他の支出								
合 計			5	315	910			

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳								
支 出 項 目	金 額				年 月 日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
納付金	十億	百万	千	円	2024. 1. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			279,	523	2024. 2. 28	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			466,	922	2024. 3. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			310,	471	2024. 4. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			354,	626	2024. 5. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			342,	459	2024. 6. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			322,	432	2024. 7. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			670,	262	2024. 8. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			224,	517	2024. 9. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			442,	461	2024. 10. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金		1,	196,	082	2024. 11. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			449,	520	2024. 12. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			256,	635				
こ の 頁 の 小 計		5,	315,	910				
合 計		5,	315,	910				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☒	☐	
イ 建 物	☒	☐	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資 産 等 の 内 訳			項目別区分	ア 土地
行番号	摘 要	金 額	年 月 日	備 考
1	佐倉市錦木町 487-5	13,600,000	2000.10.29	211.89m ² .
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資 産 等 の 内 訳			項目別区分	土地 建物
行番号	摘 要	金 額	年 月 日	備 考
1	佐倉市錦木町487-5	6,500,000	H13.1.1.	119m ² .
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

(その20)

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ☒ 領収書等の写し
- ☐ 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- ☐ 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 31 日

政治団体の名称 日本共産党千葉県印旛地区委員会

会計責任者の氏名 新井田 厚 

(以下は解散届提出時のみ記入)

(代 表 者 の 氏 名 (印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要